

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

- 第13条** 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第20条第1項第2号、第98条第1項第2号及び第176条第1項第2号の規定のうち、「及び導管は」は「は、車体外に取り付けるものを除き」に読み替えて適用する。
- 2 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第20条第1項、第98条第1項及び第176条第1項の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第386号）による改正にかかわらず、なお従前の例による。
  - 3 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項及び第4項の規定は適用しない。
  - 4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第1項及び第5項、第98条第1項及び第6項並びに第176条第1項及び第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第20条第1項、第98条第1項及び第176条第1項の規定に適合するものであればよい。
    - 一 令和4年2月28日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車
    - 二 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
      - イ 令和4年2月28日以前に指定を受けた型式指定自動車
      - ロ 令和4年3月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年2月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
      - ハ 国土交通大臣が定める自動車
    - 三 令和5年2月28日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
  - 5 平成29年2月12日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項の規定に適合するものであればよい。
  - 6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第3項第4号及び第98条第3項

第4号の規定は適用しない。

- 一 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車
  - 二 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。この号及び次号において同じ。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下「改造等」という。）により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成29年2月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの
  - 三 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車を改造等により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした検査対象外軽自動車であって、平成29年2月22日までに当該改造等が行われるもの
- 7 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第3項及び第98条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第3項及び第98条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成30年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下次号において同じ。）
  - 二 平成30年9月1日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 平成30年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 8 平成30年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上のもの及び車両総重量が2.8トンを超えるものに限る。）については、保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項第3号、第98条第4項第3号及び第176条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第17条第1項及び第3項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第3項、第98条第3項及び第176条第4項の規定に適合するものであればよい。
- 9 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項及び第98条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を

改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項及び第98条第4項の規定に適合するものであればよい。

一 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量2.8トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第4号及び第98条第4項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第4項第2号及び第98条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平

成30年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第5号及び第98条第4項第5号の規定は適用しない。

一 平成30年6月14日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

二 平成30年6月15日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成30年6月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

12 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第5号中「協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.5.2.に限る。第98条において同じ。）」とあるのは「協定規則第135号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.5.2.に限る。第98条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一 平成35年1月19日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

二 平成35年1月20日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの

イ 平成35年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年1月20日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成35年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第20条第4項第1号

及び第98条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量2.8トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に製作された自動車
- 二 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成32年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
  - イ 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成32年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成32年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車

14 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号、第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1175号）による改正前の細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号、第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定に適合するものであればよい。

- 一 平成35年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
- 二 平成35年9月1日以降に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
  - イ 平成35年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 平成35年9月1日以降に新たに型式を受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車

15 平成31年1月1日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第20条第3項、第98条第3項及び第176条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1395号）による改正前の細目告示第20条第3項、

第98条第3項及び第176条第3項の規定に適合するものであればよい。

16 次に掲げる自動車については、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和7年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
- 二 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
  - イ 令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和7年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの